

## 広域最終処分場計画調査

### (海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査)

#### 第 1 回 検討会 議事概要

1. 日 時 平成 21 年 3 月 3 日 (火) 15 時 03 分～17 時 27 分
2. 場 所 環境省 地下 2 階 第 6 会議室
3. 出席者 (検討委員) 井上、遠藤、小田、柴田 以上敬称略。  
(環境省) 関谷、笠原、吉田、井上 (雄)、井上 (一) 以上敬称略。  
(事務局) 羽染、八村、松本、宮原、大副

#### 4. 議事概要

第 1 回検討会における議事概要を、以下に示す。

##### < 全般的課題 >

- 1) 保有水等集排水設備の類型化を行うこと。
  - 縦型集排水設備の他、上部集排水設備、内水ポンドのみもありとする。
  - 埋立の広さ、揚水井戸の数等を考慮する必要がある⇒大きさの分布を示し、分類する必要あり？
  - レアケースとして、海面と陸上が混在したような処分場で底部に集排水管をもつもの、小さい処分場で径の大きい縦型井戸 1 本を持つようなものもあることを示す。
- 2) 水位管理がなぜ必要なのかを明らかにする必要あり。(特に上部集排水設備の場合)
  - 水位管理を行わないと、潜り込み現象が起きて、下にある汚水が上にあがってくる。
  - 保有水等集排水設備が健全であれば、水位管理もできる。
  - 類型ごとに水位管理の在り方を整理しておく必要がある。⇒レアケースをどのように扱うか？

##### < 技術的課題 >

- 3) 水質挙動解析の方針について
  - 適正な揚水ピッチは排水能力に依存するので、そこまでの解析は必要ない？⇒適正な集排水設備の考え方を整理する必要がある。
  - 水質挙動解析には時間がかかるので、類型別の解析は今後の課題とする。

4) モニタリングする位置、方法を明らかにする必要がある⇒モニタリングマニュアルの改訂が必要

<制度的課題>

5) 埋立終了から廃止までの間の暫定的な跡地利用（部分竣功）が現実的に行われており、課題や法的取り扱いをどのようにするか？⇒管理者の責任とするか、法的に書き込むか？

- 水位管理、モニタリング等を誰がするか？

6) 廃止以降、「形質変更」までの水位管理をどのように扱うか。

- 水位管理を誰がするか？⇒現行法律には書かれていない。

- 放流口の位置が変更になる場合があるが、それをどのように扱うか？

## 広域最終処分場計画調査

(海面最終処分場の閉鎖・廃止適用マニュアル策定に向けた調査)

### 第2回 検討会 議事概要

1. 日時：平成21年3月19日（木）午前9時30分～午前12時
2. 場所：TKP虎ノ門ビジネスセンター
3. 出席者：（検討委員）井上、遠藤、小田、島岡、柴田、渡部 以上敬称略。  
（環境省）関谷、井上（一） 以上敬称略。  
（事務局）羽染、八村、宮原、田屋

#### 4. 議事概要

第2回検討会における議事概要を、以下に示す。

##### 1) 資料1 平成20年度の調査結果の概要について（参考資料1～4含む）

- 参考資料1の標準海面水位（H.W.L、M.W.L、L.W.L）については、地域によって潮汐が全然違うので、違いがわかるように数値を記述すること。
- 資料1 4. 土壌汚染対策法（以下「土対法」という）「調査の命令の対象とならない土地」の備考の「チェックが必要」の意味が分かりにくいので、①現行法において、管理者が変わった場合に調査命令の対象になるのかならないかの確認が必要、②現在審議されようとしている土対法の改正案において、この規定が何か影響を受けるのかどうか確認が必要 とすること。
- 複雑さをなくすために、土対法と安定型処分場は今後の議論の対象から削除する。
- 参考資料も含めて、全体まとめを行うこと。

##### 2) 資料2 現況における課題と今後の方向性について

< (1) 全般的な課題について >

- 類型化に用いる用語については、地盤工学会の用語集に群井戸、単独井戸等があるので、それらに準じること。
- 1と2、3と4は似た構造であるので、これらをまとめたような絵を並べ、解り易くする。
- 内水ポンド単独の場合、調整池と同様、堅牢な構造をもつものでなければ認めないとする。

- 上部集排水設備とは、上部から集水するものを含めるが、明らかに保有水等が下部に残るものが該当する。
- 上部集排水設備の場合、「水位上昇許容高さを守ること」と「残留した保有水が浸出しないようにすること」が重要事項となる。
- 処分場の中に保有水等が残るのは、形質変更も認めている。系外に出ないように担保することが大事。
- 今までは海面処分場に保有水等集排水設備は必要ないということであったが、廃止するのであれば、保有水等集排水設備が必要である。

< (2) 技術的な課題について >

- 上部集排水設備の浄化過程については、拡散理論とモデルでは証明できている。現地調査では変動が少ないので確認しにくい状況にある。

< (3) 制度的な課題について >

- 海面処分場関連の基準を見直せば、除外規定はなくなると考えてよい。
- 廃止後の維持管理は誰がするのかを一律に決めるのは難しい。しかし、何らかの格好で担保を取っておく（ルール化する）必要がある。

< その他 >

- 上部集排水設備の場合、埋立終了以降、廃止をせずに維持管理を緩和する策について、提案があった。
- 部分閉鎖をし、表面的な利用だけではなくて、一定の条件のもとで構造物を建てて、暫定的に利用したいという声がある。